

---

プロジェクト	IASB 公開草案「金融商品の分類及び測定 <sup>1</sup> の修正（IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案）」に対するコメントの検討
項目	これまでの審議で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 199 回金融商品専門委員会（2023 年 4 月 27 日開催）、第 55 回 IFRS 適用課題対応専門委員会（2023 年 5 月 17 日開催）、及び第 501 回企業会計基準委員会（2023 年 5 月 16 日開催）において、IASB 公開草案「金融商品の分類及び測定<sup>1</sup>の修正（IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案）」の概要について聞かれた意見をまとめたものである。

## 聞かれた意見

### （電子送金で決済される金融負債の認識の中止：質問 1 に関する意見）

#### 第 199 回金融商品専門委員会（2023 年 4 月 27 日開催）

2. IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）B3.3.8 項及び B3.1.2A 項に関する ASBJ 事務局の気付事項に賛成する。本公開草案の B3.1.2A 項における決済日会計の明確化に関する提案は、営業債権及び営業債務の認識又は認識の中止に局面を限定すれば理解できるが、金融商品の全体を対象としていることにより、デリバティブなどに関する既存の IFRS 第 9 号の定めと明らかな不整合が生じていると考える。
3. 金融負債の認識の中止は、客観性及び健全性の観点から原則として現預金を引き渡した時点である決済日に行うべきと考える。なお、本公開草案が提案する IFRS 第 9 号 B3.3.8 項のみなし規定に関して、送金指示から決済までの期間及び決済リスクは、例えば SWIFT<sup>1</sup>などの電信送金（ワイヤー・トランスファー）や米国の ACH 送金<sup>2</sup>などの決済システムや送金先によって異なると理解している。

#### 第 55 回 IFRS 適用課題対応専門委員会（2023 年 5 月 17 日開催）

4. 本公開草案が提案する IFRS 第 9 号 B3.3.8 項の認識の中止に関するのみなし規定は金融負債のみに適用されて決済手段である金融資産には定めがないため、のみなし規定を適用しても金融負債と同じ時点で金融資産の認識の中止を行えないと考える。このような結果

---

<sup>1</sup> 国際銀行間通信協会（Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication:SWIFT）

<sup>2</sup> Automated Clearing House Transfer。日本における全銀システムに類似する小口決済ネットワーク

は、送金指示を出した時点で決済の会計処理を行うという関係者のニーズに応えることにならず、却って複雑な会計処理をもたらすと考える。

5. 本公開草案が提案する決済日会計の明確化に関する B3. 1. 2A 項と、金融商品の当初認識に関する IFRS 第 9 号第 3. 1. 1 項などとの整合性に関する ASBJ 事務局の気付事項に賛成する。
6. 本公開草案が提案する B3. 3. 8 項のみなし規定に関する ASBJ 事務局の気付事項における「金融資産への支配の喪失」という記載に関して、IFRS 第 9 号における金融資産の認識中止に関する定めとの整合性を検討する必要がある。
7. 本公開草案が提案するのみなし規定を適用するための B3. 3. 8 項の要件(a)に関して、実務において戦争や天変地異などが生じた場合にのみ支払を撤回できる不可抗力条項が含まれることのみを以て要件を満たさないと解され IASB の意図と異なる結果をもたらす可能性があり、要件として厳し過ぎると考える。
8. B3. 3. 8 項の要件(c)に関連して、B3. 3. 9 項は支払指示の完了が企業の決済日に現金を引き渡す能力を条件とする場合には決済リスクは僅少ではないと説明しているが、通常の決済システムでは現金の引き出し無しに支払いが行われることはなく、本公開草案の説明は常に現金を引き渡す能力を条件とする場合に該当するように読めるため、この点についてコメントすることが考えられる。
9. 本公開草案における修正に伴い、これまでの IASB 及び IFRS 解釈指針委員会における金融資産の決済として電子送金で受け取った現金に関する暫定的な決定などが今後どのように取り扱われるのかを確認したい。

**(金融資産の分類—基本的な融資の取決めと整合的である契約条件：質問 2 に関する意見)**

**第 199 回金融商品専門委員会 (2023 年 4 月 27 日開催)**

10. ASBJ 事務局の気付事項は、ESG 連動要素を含む金融資産は公正価値ではなく償却原価で測定すべきという方向性は国際会計基準審議会 (IASB) の考え方に賛同するものの、本公開草案が提案する基本的な融資の取決めと整合的な利息の諸要素について全般的に対応することを意図した定め方では実務において償却原価で測定できないケースが生じる可能性があるため、ESG 連動要素を対象に明確な例外規定を設ける方がより適切に対応できるという趣旨と理解しており、これに賛成する。
11. 債務者に固有のものでなければならないという提案を取り入れた場合に、キャップやフロアーの条件など、現行実務では SPPI の判定において問題が無いとされている契約条項

について意図しない影響を与える可能性がある。

12. ASBJ 事務局の気付事項では IASB の提案では IFRS 第 9 号における利息に該当することを十分に説明できていないとしているが、ESG 連動要素を含む契約について、利息の変動の前後、例えば条件の達成の結果として減免された金利が SPPI 要件を充足しているか否かがポイントであると理解している。この理解でよいか確認したい。
13. 事務局資料第 24 項(1)に記載されている契約上のキャッシュ・フローの特性を評価する際の蓋然性の考慮に関して、蓋然性が高い又は低いという表現が誤解を生む可能性があるため見直すべきである。

#### 第 55 回 IFRS 適用課題対応専門委員会 (2023 年 5 月 17 日開催)

14. ESG 連動要素を対象を絞った例外規定を設ける方がより適切に課題に対応できるとの ASBJ 事務局の気付事項に関して、IASB は ESG 連動要素を例外とすることを検討したが、例外を設けるために ESG を定義することが困難であったことから本公開草案の提案を行ったものと理解している。このため、例外とする ESG 連動要素を定義する方法とセットでなければ、IASB に意見を受け入れてもらうのは難しいのではないかと考える。
15. 本公開草案における IASB の提案は IFRS 第 9 号における利息に該当することを十分に説明できていないとする ASBJ 事務局の気付事項に賛同する。一方、問題に対処する方法としては、将来的に様々な新たな種類の金融商品が生じ得ること、及びストラクチャリングの懸念があることから、例外を設けるのではなく原則主義の方が良いと考える。
16. ASBJ 事務局の気付事項について概ね賛成する。IFRS 第 9 号の開発時には ESG 連動要素が組み込まれた金融商品は想定されておらず、SPPI 要件の中で整理することは現実的に難しい側面があるため、本来的には SPPI に関する原則そのものを将来見直す中で検討すべき論点であると考えている。

#### 第 501 回企業会計基準委員会 (2023 年 5 月 16 日開催)

17. ESG 連動要素を達成するかどうかは中長期的に債務者の信用リスクの程度に影響を与える可能性があるため、基本的な融資の取決めと整合的である利息の要素に含まれ得ると考えるが、債務者に固有か否かに関する本公開草案の説明だけでは ESG 連動要素が IFRS 第 9 号における利息に該当することを十分に説明出来ていないと考えられるため、ASBJ 事務局の気付事項に賛成する。
18. ESG 連動要素を含む金融資産が償却原価により測定する金融資産に分類される可能性を探究する IASB の方向性を支持する。一方、ESG 連動要素の性質をインセンティブと捉え

た場合、これがどのような場合に SPPI 判定における利息の範囲に含まれるかの分析が十分でないと考えため、この点について意見発信すべきと考える。

19. 債務者に固有であるかどうかという要件は理解できるが、これを満たす契約条件が IFRS 第 9 号における利息に該当するかどうかを判断するうえで、本公開草案の提案及び設例は十分でないと考えため、SPPI 要件の追加的な複雑化を避け実務に意図しない結果を生じさせないとの観点から、ESG 連動要素に対象を絞った例外規定を設ける方が良いという ASBJ 事務局の気付事項は理解できる。ただし、IASB は ESG 連動要素に対する例外規定を設けるかどうか検討したと考えられるため、意見発信する際には例外の具体的な内容を示す必要があると考える。
20. ASBJ 事務局の気付事項では ESG 連動要素に対象を絞った例外規定を設ける方がより適切に課題に対応できるとされているが、会計基準に例外規定を設けることは望ましくないという考え方が有り得るため、例外規定を設ける方が望ましいことの具体的な理由を示す必要があると考える。
21. ESG 連動要素を含む金融資産を償却原価で測定するという IASB の方向性に異論はない。なお、国内の実務における ESG 関連の金融資産には金利が変動するものだけでなく、特定の財団等に寄付するものがあるため、それらについても検討する必要がある。
22. 契約上のキャッシュ・フローの特性を評価する際に蓋然性を考慮することが必要であるとの記載について、趣旨を明確化する必要があると考える。

#### **(金融資産の分類—契約上リンクしている金融商品：質問 4 に関する意見)**

##### **第 55 回 IFRS 適用課題対応専門委員会 (2023 年 5 月 17 日開催)**

23. 本公開草案の提案内容は、金融商品がノンリコース・ローンではなく契約上リンクしている金融商品に該当した場合に、スーパーシニアのように原資産の履行リスクから完全に切り離され普通社債と同様の性質であっても、原資産が非金融商品であるだけで SPPI 要件を満たさない結果になるという PIR において識別された問題に対処していない。適用されるガイダンスにより、このように会計結果が異なることはストラクチャリングの問題を生じさせるため、契約上リンクしている金融商品に適用される SPPI 要件について、裏付資産の履行リスクから完全に分離されている場合には、原資産プールを金融商品に限定しないことを提案した方がよいと考える。

#### **(開示—その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品に対する投資：質問 5 に関する意見)**

**第199回金融商品専門委員会（2023年4月27日開催）**

24. 企業の業績指標としての純利益を重視する立場から、FVOCI 資本性金融資産については処分時に未実現損益をリサイクリングするメカニズムが必要であるという ASBJ 事務局の気付事項を支持する。
25. 本公開草案で提案されている IFRS 第7号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第7号」という。）第11A項(f)により開示が要求される情報は、企業の内部管理において使用されておらず、当期中に追加取得した銘柄の一部を売却したケースなどにおいて把握することが困難である。このため、当該情報を追加的に開示することの便益がコストを上回るかどうかに関して疑問があるという ASBJ 事務局の気付事項に賛成する。

**第55回 IFRS 適用課題対応専門委員会（2023年5月17日開催）**

26. 売却という取引実態のある行為により生じた損益が当期利益に反映されないことは問題であり、リサイクリングすることにより包括利益計算書における表示の複雑性の改善が図られることから、ASBJ 事務局の気付事項に賛成する。
27. IASB の決定を遺憾とする ASBJ 事務局の気付事項について、リサイクリングのメカニズムは必要と考えるものの、IFRS 適用企業ではノンリサイクリングの会計処理に基づく実務が定着している側面があるため、遺憾に思うという強い表現を使っていることを懸念する。
28. ノンリサイクリングの会計処理は保有時における時価の変動と売却時の損益をいずれも包括利益で認識するため、一貫した会計処理と見ることもできるが、これまでの我が国の主張の論拠は理解しており、この機会に改めてリサイクリングの必要性を主張することに賛成する。
29. 期末に保有する銘柄ごとの公正価値の開示は、財務諸表作成者と監査人双方にとって煩雑であり、また、守秘義務により財務諸表作成者が公正価値を入手できないケースが存在する。一方、この開示は必ずしも財務諸表利用者に有用な情報を提供していないと考えられるため、本公開草案の提案及び ASBJ 事務局の気付事項に賛成する。
30. 現行規定の開示対象は重要性により絞り込まれているが、当該絞り込みや重要性の見直しなどに関して実務上の煩雑さが生じているため、総額での開示に修正するという本公開草案の提案及び ASBJ 事務局の気付事項に賛成する。
31. 財務諸表利用者は、重要性が高く含み損益のある銘柄ごとの公正価値の開示に対するニーズを有していると考えられるが、我が国では有価証券報告書の前段において政策保有株式

に関する情報が開示されているため、本公開草案の提案及び ASBJ 事務局の気付事項に対して異論はない。

#### 第 501 回企業会計基準委員会 (2023 年 5 月 16 日開催)

32. PIR における FVOCI 資本性金融資産のノンリサイクリングに関する要求事項を変更しないとの IASB の決定に対し遺憾であるとの意見発信を行うという ASBJ 事務局の気付事項に賛成する。
33. IFRS 第 9 号の FVOCI 資本性金融資産に関する開示の問題は、投資の処分時にリサイクリングを行わない現行の IFRS 第 9 号の会計処理の問題から生じており、それにより開示の複雑性が増していると考ええる。このため、FVOCI 資本性金融資産に対するリサイクリングの必要性を主張するとの ASBJ 事務局の気付事項に賛成する。
34. 個別銘柄ごとの公正価値の開示を要求せず総額での開示を行うように IFRS 第 7 号の第 11A 項(c)を修正するという本公開草案の提案は、企業が大規模で分散されたポートフォリオを有する場合には妥当と考える。一方、企業が特定の重要性がある銘柄を保有する場合には、銘柄ごとの情報が必要になり得ると考えられるため、総額での開示ありきではなく、重要性に応じて個別銘柄の開示を要求する方が利用者の理解を得られ易いと考ええる。
35. PIR では投資の処分時にリサイクリングを行うことで現行の要求事項より多くの又はより良い情報を財務諸表利用者が受け取る結果を必ずもたらすという主張を支持する証拠は得られなかったとの IASB の決定を踏まえて、今後、当委員会として FVOCI 資本性金融資産のリサイクリングの必要性をどのように主張していくか検討する必要がある。

**(開示一契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件：質問 6 に関する意見)**

#### 第 199 回金融商品専門委員会 (2023 年 4 月 27 日開催)

36. 本公開草案が提案する開示によって、コストに見合う便益がもたらされるか疑問であるため、ASBJ 事務局の気付事項に賛成する。
37. 偶発的事象の発生の蓋然性が不明な状況において定量的情報を開示することがどこまで利用者にとって有用であるか疑問がある一方、当該情報の集計に係る実務負担は大きいと考えられるため、ASBJ 事務局の気付事項に賛成する。
38. ASBJ 事務局の気付事項に賛成する。偶発的事象ごとに定量的情報の開示を要求する本提

案では、大量の詳細な開示が必要となる可能性がある。また、契約上のキャッシュ・フローの変更の範囲に関する情報だけでは利用者が財務諸表への影響を理解するうえで十分ではなく、開示の仕方によっては誤解を招く懸念がある。

39. 債務者に固有の偶発的事象は ESG 連動要素に限定されないため、潜在的な対象範囲は多岐にわたる可能性があるが、本公開草案ではこれに関する定義や例示が示されていないため、実務への適用は困難と考える。
40. 本公開草案の提案は、ESG 連動要素を含む金融資産の分類における SPPI 要件に関する提案に関連するものとして開示を要求していると理解している。一方、同提案では SPPI 要件が適用されない金融負債まで開示対象とされており、提案の意図が理解できない。また、例えば期限前償還条項が対象となる場合に、流動性リスクに関する満期分析に関する開示との関連性についても考慮が必要になるが、そのような検討はなされていないと思われる。

#### 第 55 回 IFRS 適用課題対応専門委員会 (2023 年 5 月 17 日開催)

41. 本公開草案が提案する開示は、投資家のニーズを踏まえたものと考えられるが、対象範囲が広く実務への負担が懸念されることから、ASBJ 事務局の気付事項に示された代替案に賛成する。

以 上